1　第２項第23号中⑶を削り、同号⑷中「認めることとされている作業について認めること及び人事院が定めることとされている額」を「定めることとされている原子炉建屋」に改め、同号中⑷を⑶とし、⑶の次に⑷として次のように加える。

⑷　第２条第２項第２号の規定に基づき、人事院が定めることとされている作業について定めること。

第２項第23号⑸中「第２条第２項第２号」を「第２条第２項第４号」に改め、同号中⑹を削る。

2　この決定による改正は、平成24年５月１日から効力を発生する。

九州地方整備局公示

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、九州地方整備局及び同局筑後川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成 24 年５月１日

九州地方整備局長　吉崎　　収

1　河川の名称　嘉瀬川水系嘉瀬川

2　廃川敷地等が生じた年月日　平成24年５月１日

3　廃川敷地等の位置　佐賀県佐賀市大和町大字尼寺字国尺1916番地先

4　廃川敷地等の種類及び数量　土地801.46平方メートル

厚生労働省

平成 24 年度医師国家試験予備試験の施行

医師法（昭和23年法律第201号）第10条の規定により、平成24年度医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成 24 年５月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験期日

⑴　第１部試験（筆記試験）　平成24年６月19日（火曜日）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　平成24年９月21日（金曜日）

イ　実地試験　平成24年11月７日（水曜日）

2　試験地

⑴　第１部試験　東京都

⑵　第２部試験　東京都

3　試験科目

⑴　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学、免疫学、薬理学、病理学、法医学、微生物学（寄生虫学を含む。）及び衛生学（公衆衛生学を含む。）

⑵　第２部試験

ア　筆記試験　内科学、小児科学、精神科学、外科学、整形外科学、産科・婦人科学、皮膚科学、泌尿器科学、耳鼻いんこう科学、眼科学、放射線科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

イ　実地試験　内科学、外科学、産科・婦人科学、小児科学及び救急医学（麻酔科学を含む。）

4　試験の方法

⑴　第１部試験に合格した者でなければ、第２部試験筆記試験を受けることができない。

⑵　第２部試験筆記試験に合格した者でなければ、第２部試験実地試験を受けることができない。

5　受験資格

⑴　外国の医学校を卒業し、又は外国で医師免許を得た者であって、厚生労働大臣が適当と認定したもの

⑵　旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校の卒業者又は旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）により専門学校入学の資格を有するものとして検定された者以上の程度を入学資格とする修業年限３年以上の医学の教習を目的とする学校（医師法第11条第１号及び第43条の規定による大学及び専門学校を除く。）を卒業した者

⑶　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督、台湾総督、樺太庁長官、南洋庁長官若しくは満洲国駐剳特命全権大使の医師免許を受け、又は領事官の医業免許を受けた日本国民

⑷　昭和20年８月15日以前に、朝鮮総督の行った医師試験の第１部試験に合格し、又は満洲国の行った医師考試の第１部考試に及格した者

⑸　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和47年政令第108号）第17条第１項の規定により医師法の規定による医師免許を受けたものとみなされる者であって、厚生労働大臣が認定したもの

6　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書、在留カードまたは住民票）に記載されている文字を使用すること。

なお、受験願書には、受験する試験区分（第１部試験又は第２部試験）を必ず明記すること。

イ　受験資格を証する書類

ウ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（イヨ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載すること。

エ　戸籍抄本（日本国籍を有しない者については、外国人登録原票記載事項証明書、在留カードの写し又は住民票の写し）　出願前３月以内に発行されたものに限る。

オ　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に郵便番号及びあて先を記載し、500円分の郵便切手をはり付け、書留の表示をしたもの。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、第１部試験は平成24年５月９日（水曜日）から５月25日（金曜日）まで、第２部試験は同年８月３日（金曜日）から８月20日（月曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室（郵便番号100―8916、東京都千代田区霞が関１丁目２番２号、電話番号03（5253）1111内線2574）に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中（行政機関の休日を除く。）午前９時から午後５時までであること。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、第１部試験においては平成24年５月25日（金曜日）、第２部試験においては同年８月20日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、第１部試験及び第２部試験それぞれ35,000円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書にはることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の送付　受験票は、受験手続を行った者あて郵送する。

なお、第１部試験にあっては平成24年６月12日（火曜日）、第２部試験にあっては同年９月７日（金曜日）までに受験票が到着しない場合は、厚生労働省医政局医事課試験免許室に問い合わせること。

7　合格の通知　第１部試験、第２部試験筆記試験及び第２部試験実地試験の合格者には、その都度本人に合格した旨を通知する。

8　その他　視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成24年５月25日（金曜日）までに厚生労働省医政局医事課試験免許室に「国家試験の受験に伴う配慮事項申請書」を用いて申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

9　８に関する問い合わせ先　郵便番号100―8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号　厚生労働省医政局医事課試験免許室　電話番号03（5253）1111内線2574　ＦＡＸ番号03(3503)3559

平成 24 年度歯科医師国家試験予備試験の施行

歯科医師法（昭和23年法律第202号）第10条の規定により、平成24年度歯科医師国家試験予備試験を次のとおり施行する。

平成 24 年５月１日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験期日

⑴　学説試験

ア　第１部試験　平成24年６月18日(月曜日)

イ　第２部試験　平成24年９月18日(火曜日)

⑵　実地試験　平成24年12月13日（木曜日）及び14日（金曜日）

2　試験地

⑴　学説試験　東京都

⑵　実地試験　東京都

3　試験科目

⑴　学説試験

ア　第１部試験　解剖学（組織学を含む。）、生理学、生化学（免疫学を含む。）、薬理学、病理学、微生物学及び衛生学

イ　第２部試験　口腔外科学、保存学、補綴学、矯正学及び小児歯科学

⑵　実地試験　口腔外科学、保存学、補綴学及び矯正学